

掛川市条例第22号

掛川市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月2日

掛川市長

(別紙)

掛川市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

掛川市個人番号の利用に関する条例（平成27年掛川市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（個人番号の利用範囲）</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長が行う別表の左欄に掲げる事務及び<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 市長は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（個人番号の利用範囲）</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長が行う別表の左欄に掲げる事務及び<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 市長は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 （略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。